

## 平成30年第2回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成30年6月26日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第40号 本巢市税条例等の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第41号 地域経済牽引事業の促進に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例について  
日程第5 議案第46号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について  
日程第6 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について  
日程第7 報告第7号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類について  
日程第8 予算決算委員会委員の選任について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 杉山 昭彦

議会書記 坪内 重正

議会書記 大久保 守康

---

## 開議の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

それでは、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 高田浩視君と4番 寺町茂君を指名いたします。

---

## 日程第2 諸般の報告

### ○議長（鰐本規之君）

日程第2、諸般の報告を行います。

総務企画委員会からの報告をお願いします。

総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 道下和茂君。

### ○総務企画委員会委員長（道下和茂君）

それでは、報告を行います。

6月19日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。会議には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、早川副市長、各所管部長ほか関係職員に出席を求め、付託案件3件、協議案件1件の審査と協議を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件である議案第40号 本巢市税条例の一部を改正する条例について、議案第41号 地域経済牽引事業の促進に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例について、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についての3件について審査をいたしました。その後、協議案件である議案第46号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部に属する予算についての協議を行いました。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。報告をすべき質疑はありませんでした。

続きまして、企画部関係の協議案件である議案第46号 平成30年度本巢市一般会計補正予算（第1号）のうち、企画部に属する予算について協議を行いました。

執行部からの補足説明の後、質疑を行いました。

委員からは、特別職給与を補正前と比較すると、給与費と共済費が減額となっているが、その理

由は、職員数の増減はどのようになっているのか、合併特例債予算を削減した理由は何かなどの質疑がございました。

以上、総務企画委員会の報告とさせていただきます。以上でございます。

**○議長（鐔本規之君）**

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第3 議案第40号及び日程第4 議案第41号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（鐔本規之君）**

日程第3、議案第40号及び日程第4、議案第41号を一括議題といたします。

議案第40号及び議案第41号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 道下和茂君。

**○総務企画委員会委員長（道下和茂君）**

それでは、議案第40号 本巣市税条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第40号については、執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑などはなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第40号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第41号 地域経済牽引事業の促進に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第41号については、執行部からの補足説明はなく、審査に入り、質疑を行いました。

委員からの、今回の改正は国の定めた税法の改正によるものなのかとの質問に、執行部から、この改正は地方税法などの改正ではなく、地域未来投資促進法の施行に伴って特例措置を設けるものであるとの回答がございました。この改正による固定資産税の特例措置について、事業者に対するPRなどの働きかけはどこの部署が担当するのかとの質問には、制度や地域未来投資促進法のPRについては産業経済課で行い、固定資産税の減免がどのようになるかは税務課で対応することになるとの回答がございました。

また、新規に本巣市に来る企業に対しては固定資産税の減免措置があるとのことであるが、現在本巣市で事業を行っている企業に対する配慮はないのかとの質問には、現在本巣市で事業を行っている企業については、工場の増築や設備を新しくした場合に基準を満たせば減免の対象となるとの回答がございました。

以上、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

**○議長（鐔本規之君）**

議案第40号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第41号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第5 議案第46号（質疑・討論・採決）

### ○議長（鐔本規之君）

日程第5、議案第46号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第46号については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6 請願第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（鰐本規之君）

日程第6、請願第1号を議題といたします。

請願第1号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 道下和茂君。

### ○総務企画委員会委員長（道下和茂君）

それでは、請願第1号について報告をいたします。

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願について、審査の経過と結果について報告をいたします。

初めに、紹介議員である澤村議員から補足説明を受け、質疑を行いました。

委員からの、青色申告に問題があるという説明があったが、こういったところに問題があるのかとの質問に、澤村議員から、白色申告、青色申告ともに、申告時には内訳計算書の提出が必要であり、同じ条件となっているが、青色申告は税務署の承認を受けなければならないという部分であるとの回答がございました。また、説明の中で男女の差別があるという発言があったが、男女差別は所得税法とかかわりのないことであり、少し問題があると思うがいかかとの質問には、昔からの積み重ねでやってきた家内事業で、奥さんが女性の地位をはっきり旦那さんに言うことができないという日本のいまだ続いている家族制度の現実があるとの説明がございました。

採決の結果、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願については、賛成者なしで不採択とすべきものと決定をいたしました。以上でございます。

### ○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

それでは、賛成の……。

〔「ちょっと待って、討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（鰐本規之君）

ちょっと暫時休憩。

午前9時33分 休憩

---

午前9時33分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

若原敏郎君。

〔発言する者あり〕

暫時休憩をいたします。

午前9時34分 休憩

---

午前9時35分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

原案に対する反対討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

原案に対する反対の立場で討論を行います。

所得税法の上では、個人事業主が支払う給与、賃金、地代などは、原則必要経費に算入できますが、その支払いを、生計を一にする親族に行う場合にはその分の個人事業主側で必要経費に算入できず、同時に親族側では所得が生じなかったものとみなされます。

この点、所得税法は個人を課税単位とするものではなかったかと疑問を持つ向きもありますが、このような制度設計とは別に、家族や親族といった身内間で恣意的な、というのは自分勝手に解釈をしまして所得移転による租税回避を防止するために、世帯単位課税の考えを持つ所得税法第56条

を規定していますので、この所得税法56条は必要と考えます。

また、次の57条のほうで、特例で青色申告を行うことで家族従事者に支払った給料は必要経費と見られており、現在、両方の制度がある限りでは個人の選択の自由も守られており、矛盾した制度とは考えにくいと思っております。

生計を一にする親族間では租税回避が行われかねないため、安易に所得税法56条を廃止すべきではないという考えから、反対といたします。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいま、原案に反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

澤村議員。

**○6番（澤村 均君）**

青色申告をすればいいという言葉で最終的に終わるんですが、個人事業主が自由に申告する自主申告制度の中に白色申告が基本であるという条文がある以上、これをすなわち税務署長に届け出を受けなければならないような、承認を受けなければならないような青色申告に問題があると考えており、そしてさらには男女共同参画局長が、所得税法56条を大きな議題と受けとめ、家族従事者の役割が正当に評価されるよう努める、女性白書に家族従事者の項を設けると言っております。

さらには、2016年、ジュネーブで行われた女性差別撤廃委員会では、家族従事者の働きを認めない所得税法は見直しをとの勧告を、国連から日本政府に出されております。日本弁護士連合会によりますと、政府への意見書にも見直しが正式に盛り込まれるなど、廃止を求める声は確実に高まっております。

そして、我が国の483の自治体では意見書が採択されており、この所得税法56条の廃止に向けての声は高まりつつある。その言葉を受けて、私はこの所得税法56条の廃止に賛同するものとします。

なお、議員の皆様におかれましては、この意を酌まれ賛成いただくことを深く要望して、賛成の意見とします。

**○議長（鐔本規之君）**

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

大西議員。

**○16番（大西徳三郎君）**

いずれにいたしましても、この請願の文書の内容等、先ほど今澤村議員も女性の地位とか女性差別とか等を言われますけど、そのようなことは毛頭ないというのが今の日本の社会かなと思っておりますし、税をしっかりと納めましょうよというのが我々日本国民の真の姿かなと思います。

いろんなことを今言われましたけど、何もこれを廃止するような今の日本の状況というか、そのように廃止をするようなことは必要ではないというふうに思いますので、この廃止を求める請願に



つきましては、最初の若原議員と同じような意見であります。

**○議長（鐔本規之君）**

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

本請願を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数です。したがって、請願第1号については、不採択とすることに決定しました。

---

**日程第7 報告第7号（上程・説明）**

**○議長（鐔本規之君）**

日程第7、報告第7号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

藤原勉市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、追加の提案説明をさせていただきたいと思えます。

報告第7号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人もとす振興公社の平成29年度事業報告及び決算について報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（鐔本規之君）**

報告第7号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 原誠君。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、報告第7号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

お手元の事業報告書の1ページをごらんください。

1ページから2ページにかけては、法人の概況を記載しております。設立年月日、定款に定める目的及び事業内容、役員等に関する事項については記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

3ページから8ページにかけては、事業の実施状況を部門ごとに記載しております。

まず最初に、織部の里もとすの事業実施状況について御説明いたします。

織部の里もとすにつきましては、昨年11月に国の地方創生拠点整備交付金を活用した施設改修工

事を着手し、11月からそば打ち体験を休業、1月上旬から喫茶・レストランを休業、1月下旬からファストフードを休業して改修工事を行いました。農産物直売施設においても、休業はしなかったものの、限られた販売スペースの営業となり、来客者及び売り上げに大きく影響し、施設全体の売上額としましては、前年度比7.8%の減額となっております。

続きまして、5ページをごらんください。

NEO桜交流ランドにつきましては、本巢市が実施しているシニア元気いきいき事業や、グリーンツーリズム誘客事業及び季節に応じたイベント風呂や星空観察会など多くのイベント企画を実施したものの、利用者は減少となり、施設全体の売上額としましては、前年度比6.7%の減額となっております。

続きまして、6ページから7ページをごらんください。

NEOキャンピングパークにつきましては、平成29年7月よりシーズン料金を導入し、閑散期にも多くのお客様に利用していただけるように、季節感に対応した料金設定を行いました。

また、年間を通してイベントを開催し、ホームページやSNS等の活用により常に新しい情報提供を進めたことなどにより、施設全体の売り上げとしましては、前年度比2.9%の増額となりました。

続きまして、うすずみ特産販売所につきましては、生産者の高齢化による地域農産物の入荷量の減少、夏場の天候不順等もあり、全体的に売り上げが伸びず、前年度比5.4%の減額となりました。

8ページをごらんください。

もとす振興公社全体の売り上げとしましては、前年度比6.5%の減額となっております。

8ページから10ページにつきましては、役員会等に関する事項を記載しており、平成29年度は理事会3回、評議委員会4回を開催しております。

続きまして、10ページをごらんください。

収支及び正味財産増減の状況、並びに財産の状態の推移を記載しております。

表の右端、平成29年度欄をごらんください。

当期収支合計5億7,389万2,000円から当期支出合計5億739万5,000円を引いた6,649万7,000円と、前期繰越収支差額マイナス2,399万6,000円を加えました4,250万1,000円がもとす振興公社での利益余剰金となっております。

また、資産合計は1億4,627万5,000円となっており、負債合計5,497万4,000円を差し引いた9,130万1,000円が正味財産となっております。

当期収入合計、当期収支差額、次期繰越収支差額が前年度より増額となっておりますのは、本市からもとす振興公社へ出資してございました基本財産1億5,500万円の定期預金を取り崩し、短期及び長期借入金等を精算したことによるものであり、この結果、資産合計、負債合計は減額となっております。

次に、11ページから20ページまでにつきましては財務諸表でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、監査報告書となっております。

また、もとす振興公社につきましては、平成30年3月31日をもって解散し、現在、清算人により清算事務を行っているところであり、8月上旬までには清算結了が完了し、残余財産が確定する見通しで、9月議会におきまして残余財産の引き渡し等について御報告をさせていただく予定で現在進めておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、一般財団法人もとす振興公社の補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

報告第7号については、以上で報告を終わります。

---

日程第8 予算決算委員会委員の選任について

○議長（鐔本規之君）

日程第8、予算決算委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。予算決算委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

1番 高橋勇樹君、2番 今枝和子君、3番 高田浩視君、4番 寺町茂君、5番 河村志信君、6番 澤村均君、7番 堀部好秀君、9番 黒田芳弘君、10番 臼井悦子君、11番 道下和茂君、12番 村瀬明義君、13番 若原敏郎君、14番 瀬川治男君、15番 上谷政明君、16番 大西徳三郎君、以上15名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、予算決算委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより、予算決算委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思ひます。

予算決算委員は、全員協議会室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前9時52分 休憩

---

午前10時02分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算決算委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算決算委員会委員長は瀬川治男君、副委員長は大西徳三郎君と決定をいたしました。よろしくお願ひをいたします。

---

## 閉会の宣告

### ○議長（鏑本規之君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回本巣市議会定例会を閉会といたします。27日間にわたり、大変お疲れさまでございました。

午前10時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 高 田 浩 視

署 名 議 員 寺 町 茂